

E B P M 調書

事業名	合併処理浄化槽転換促進事業費	課・担当	水環境課 浄化槽・豊かな川づくり担当	担当者(内線)
-----	----------------	------	--------------------	---------

E B P Mによる検証（ロジックモデル）					
①将来像 (目指す姿)	・すべての県民が衛生的な排水処理施設へアクセスでき、全市町村で生活排水処理率95%以上となっている。		③課題 (将来像と現状との差についての分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・転換が進まない原因は、合併処理浄化槽の設置等の工事費用が120万円前後と個人が負担するには高額であること、また、単独処理浄化槽が河川の汚濁の原因となっていることについての住民の理解不足がある。 ・市町村は国の交付金制度を活用し、住民が合併処理浄化槽へ転換することに補助を行っている（県内52市町村）。県はさいたま市を除く51市町村に対し上乗せ補助を行っている（1基あたりの市町村負担額が軽減され、より多くの基数に補助できることから、転換のスピードをあげる効果がある）。 ・しかし補助があっても50万円程度の個人負担が生じるため補助基数は年々減少している（R1:1,021基→R6:420基）。補助の内訳例は国36万円、県20万円、市町村16万円。 ・また、単独処理浄化槽が多く残存する秩父、比企、北部地域では町村が多く、財政や人的資源が限定され、補助実績につながりにくい傾向にある。 ・このため、住民に河川環境改善への理解を働きかけ合併処理浄化槽への転換促進を図る手法から、住民の負担額が10万円程度となる公共浄化槽の導入促進へ移行する。市町村にとつても、公共浄化槽は負担額の約半分について交付税措置があり、個人設置よりも市町村の負担は小さくなる。補助の内訳例は国55万円、県50万円、市町村5万円。 	
④投入 (インプット=予算)	⑤事業活動 (アクティビティ)	⑥事業実績 (アウトプット)	⑦事業実績から得られる成果（主語「県民等」） (アウトカム)		
予算額 千円 一般財源 千円	研修会開催回数	①研修会開催回数 ②導入検討市町村数 ③公共浄化槽の補助基数	直接成果 公共浄化槽導入市町村数	中間成果 <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理率が95%以上を達成した市町村数の増加 ・生活排水処理率が90%以上95%未満の市町村数の増加 ・生活排水処理率が90%未満の市町村数の減少 ・合併処理浄化槽への転換基数 	最終成果（将来像） すべての県民が衛生的な排水処理施設へアクセスでき、全市町村で生活排水処理率95%以上となっている。

⑧事業実績（アウトプット）が成果（アウトカム）に結び付くことを示すロジック及び根拠

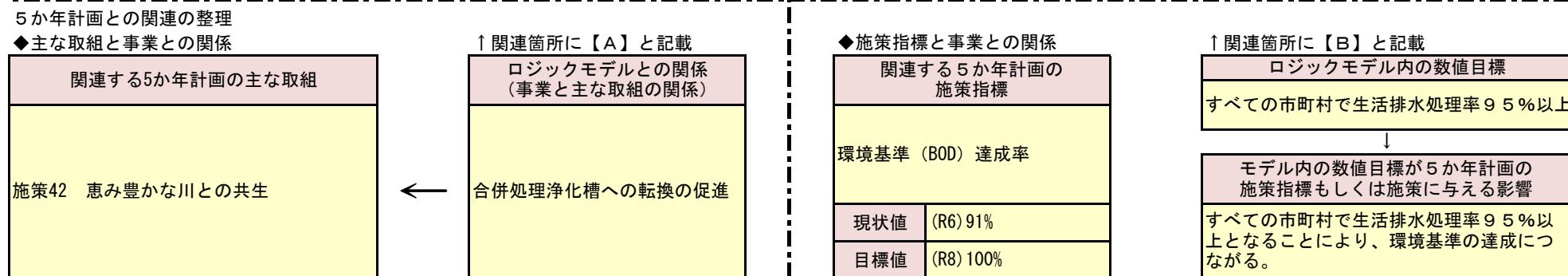
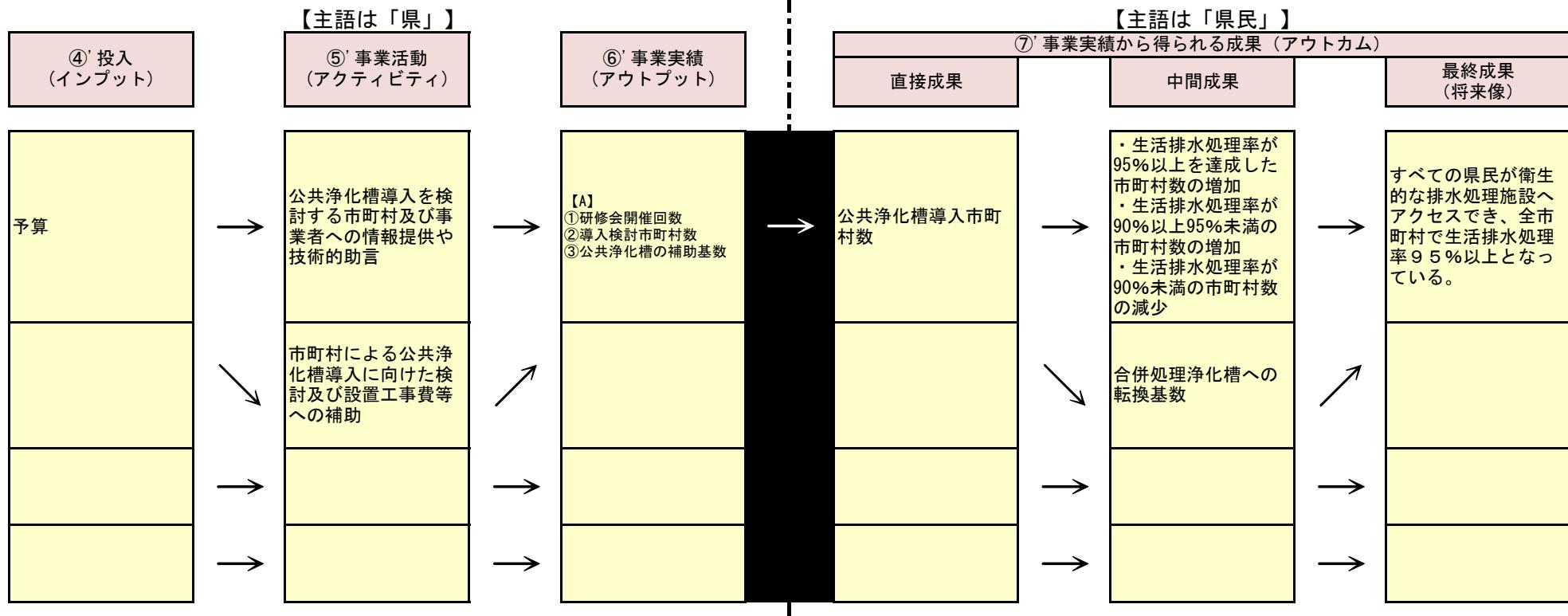
- ・公共浄化槽導入を検討するための研修会を開催し、市町村及び事業者への情報提供や技術的助言を行うとともに、意向調査やマッチング支援を実施する。
- ・公共浄化槽導入可能性調査を行う市町村への補助を行って、導入を検討する市町村を増やす。
- ・公共浄化槽導入済み市町村に対し、公共浄化槽設置工事、配管、撤去事業への補助を行う。
- ・公共浄化槽の導入を検討している市町村に対する移行経過措置として、個人設置への補助を行う。

⑨指標	R 8	R 9	R 10	R 11	⑩関連する5か年計画の主な取組等	
研修会への参加市町村数	6	6	6	6	No. 分野別施策名	施策42 恵み豊かな川との共生
公共浄化槽導入検討市町村数	6	5	4	3	主な取組	下水道、農業集落排水などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進
公共浄化槽導入市町村数	13	14	15	16		

事業手法に係る自己検証			
	検証項目	評価	評価に関する説明
県費投入の必要性	事業目的が730万県民や社会ニーズを的確に反映しているか。	○	SDGsの実現に向け、すべての県民が衛生的な排水処理施設へのアクセスを実現し、公共用水域の水質改善を図る必要がある。
	市町村、民間等に委ねることができない事業か。	○	合併処理浄化槽への転換促進のため、個人負担の軽減及び市町村支援のための補助等を行うことが不可欠である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。 政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	県全域水質汚濁の約5割が単独処理浄化槽から発生しており、生活排水処理施設である合併処理浄化槽への転換促進が必要である。
事業の効率性	一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式による契約のうち、一者応札となったものではないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	—	
	受益者負担は適切に設定されているか	○	下水道と比較して、浄化槽の初期費用は同程度になる。
	使途が事業目的達成にあたり必要なものに限定されているか。	○	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のみを対象に補助を行っている。一方、建築物の新設に伴う合併処理浄化槽の設置や古くなった合併処理浄化槽の更新は、補助せずとも合併処理浄化槽が設置されるため補助の対象外とし、事業目的達成に必要な補助に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は適切か。	○	市町村が見込んだ補助基数に対し、住民の転換補助の利用意向が少ない場合、不用率が大きい。
	既存事業との重複はないか。 国、県、市町村で同様な事業を実施し二重行政となっていないか。	—	
	コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	補助対象の地域を絞ることで費用対効果を意識した補助となっており、コスト削減に寄与している。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	公共浄化槽を導入する市町村が増えることにより、生活排水処理率の向上につながる
	事業実施に当たって他の手段・方法等が感がられる場合、それと比較してより効果的あるいは低成本で実施できているか。	—	
	活動実績は見込に見合ったものであるか。	○	公共浄化槽を導入する市町村が増えることにより、生活排水処理率の向上につながる
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	合併処理浄化槽への転換により生活排水が適切に処理され、河川水質の改善に寄与している。
			総合評価 A

関連事業	関連する事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右欄に記載）		
	部局・課名	事業名	役割分担の内容

E B P M 調書 ロジックモデル（フローチャート）



EBPM調書(有識者会議様式)

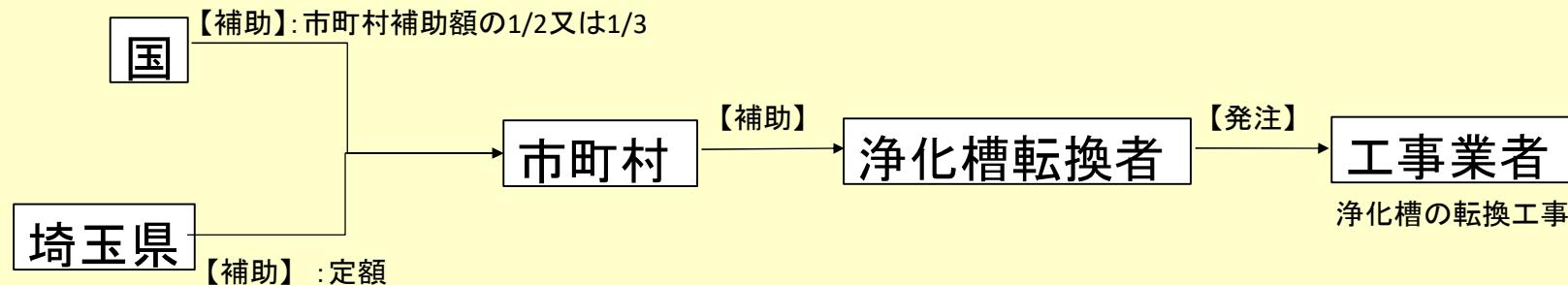
(単位:千円)

予算執行状況		当初予算額		補正予算額		最終現計予算額		執行額 (決算額)	執行率
		事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)		
令和7年度	1 環境保全地区への補助	1,500	1,500			1,500	1,500		0.0%
	2 環境基準(BOD)非達成の河川流域	60,000	60,000			60,000	60,000		0.0%
	3 公共浄化槽への補助	39,000	39,000			39,000	39,000		0.0%
	4 市町村の取組に応じた補助	44,000	44,000			44,000	44,000		0.0%
	5 転換困難世帯への対応	9,000	9,000			9,000	9,000		0.0%
令和6年度	1 環境保全地区への補助	1,500	1,500			1,500	1,500	500	33.3%
	2 環境基準(BOD)非達成の河川流域	60,000	60,000	-5	-5	59,995	59,995	28,800	48.0%
	3 公共浄化槽への補助	59,000	59,000	-15,000	-15,000	44,000	44,000	21,000	47.7%
	4 市町村の取組に応じた補助	50,000	50,000	-12,200	-12,200	37,800	37,800	46,400	122.8%
	5 転換困難世帯への対応	9,000	9,000			9,000	9,000	1,446	16.1%
令和5年度	1 公共浄化槽への補助	103,500	103,500	-58,000	-58,000	45,500	45,500	25,500	56.0%
	2 個人設置型への補助	187,547	187,547	-39,006	-39,006	148,541	148,541	109,200	73.5%
	3 個人設置型(環境保全地区)への補助	1,500	1,500			1,500	1,500	0	0.0%
	4 転換困難世帯への対応	9,000	9,000			9,000	9,000	3,337	37.1%
令和4年度	1 公共浄化槽への補助	105,000	105,000	-55,000	-55,000	50,000	50,000	34,493	69.0%
	2 個人設置型への補助	170,000	170,000			170,000	170,000	131,100	77.1%
	3 個人設置型(環境保全地区)への補助	7,500	7,500			7,500	7,500	500	6.7%
	4 転換困難世帯への対応	10,000	10,000			10,000	10,000	2,436	24.4%
	5 共同浄化槽への補助	10,000	10,000	-10,000	-10,000	0	0	0	0.0%
	6 公共浄化槽の導入促進	20,808	27,808	-87	-87	20,721	27,721	0	0.0%
	7 公共浄化槽の導入促進(その2)	7,000	7,000			7,000	7,000	58	0.8%

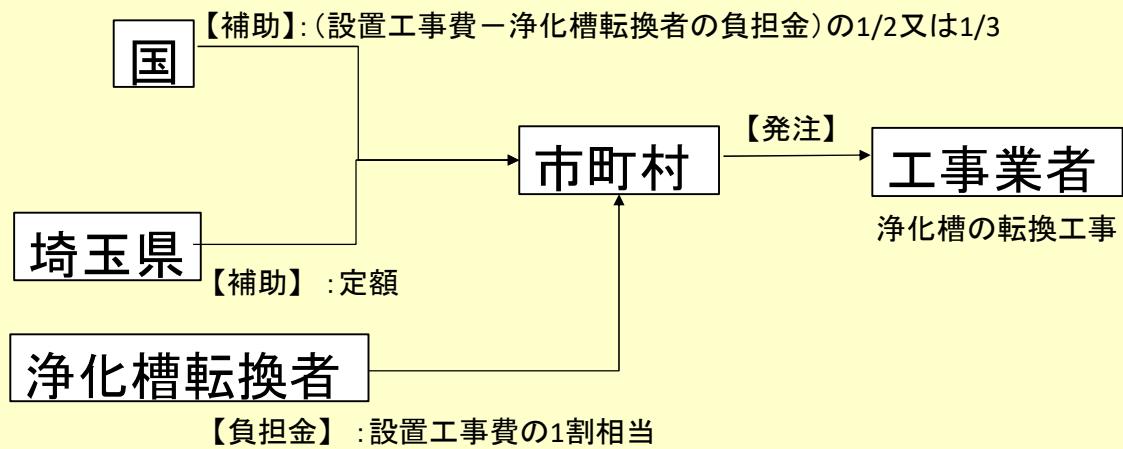
令和3年度	1 公共浄化槽への補助	155,000	155,000	-66,000	-66,000	89,000	89,000	38,877	43.7%
	2 個人設置型への補助	170,000	170,000	-17,000	-17,000	153,000	153,000	145,000	94.8%
	3 個人設置型(環境保全地区)への補助	7,500	7,500			7,500	7,500	500	6.7%
	4 共同住宅(11人槽以上)への補助	10,000	10,000	-10,000	-10,000	0	0	0	0.0%
	5 転換困難世帯への対応	25,000	25,000	-11,000	-11,000	14,000	14,000	1,856	13.3%
	6 共同浄化槽への補助	10,000	10,000	-10,000	-10,000	0	0	0	0.0%
	7 公共浄化槽の導入促進	21,017	21,017	-123	-123	20,894	20,894	0	0.0%
	8 公共浄化槽の導入促進(その2)	17,000	17,000			17,000	17,000	659	3.9%
	9 綾瀬川・中川の水質集中改善	666	666	-86	-86	580	580	0	0.0%

令和3年～令和7年

1. 個人設置型への補助



2. 公共処理槽整備の導入促進



E B P M 調 書

事業名	S-GAP取組拡大事業	課・担当	農産物安全課・安全生産・有機担当	担当者(内線)
-----	-------------	------	------------------	---------

E B P Mによる検証 (ロジックモデル)				
①将来像 (目指す姿)	農業者や消費者等がGAPの取組意義を理解し、GAPに取り組んでいることが埼玉農業のスタンダードとなっており、県民への安全安心な食料供給と農業の安定経営が実現されている。	③課題 (将来像と現状との差についての分析)	・ S-GAPの全項目に取り組むことの負担感がS-GAP拡大のボトルネックと考えられるため、取組へのハードルを下げられ、農業者がGAPに一步踏み出すのを後押しできる、取り組みやすい仕組みづくりが必要である。 ・ 団体での評価数が伸び悩んでおり、産地単位での取組が進んでいない。 ・ GAPの取組を希望する生産者がスムーズに取組を実施できるよう、GAPの知識を有した指導員及び評価員を育成し、指導・評価体制を維持する必要がある。 ・ 生産者が販売先からGAP認証取得を求められた場合にすぐに対応できるようにするために、S-GAP等を活用し、あらかじめGAPの意義や取組内容を理解しておく必要がある。 ・ 國際水準GAPへの対応として、S-GAPガイドラインの改定や新たに加わった人権保護や農場経営管理の分野の指導を補強できる仕組みが必要である。 ・ 実需者のS-GAPの認知度を増加させるため、県内流通事業者の働きかけを行っていくことが必要である。 ・ S-GAPが環境保全や食品の安全安心、持続的発展に貢献することへの消費者理解を効果的に向上させるためのPR活動を展開する必要がある。	
②現状	<ul style="list-style-type: none"> 民間GAPの認証取得には多額の費用を要し、生産者にとっては非常にハードルが高い。そのため、本県ではGAP入門編としてS-GAPを策定し、無料で指導・評価を行い、GAPの普及拡大を図ってきた。R5末現在のS-GAP実践農場数は870農場となり、主業農家数4,146戸（2020農林業センサス、花き・畜産農家除く）の21%に当たる数の生産者がGAPの取組を実践している（R6末実績 929農場、約23%）。 S-GAPの全項目に取り組むことに負担を感じ、取組をスタートすることに二の足を踏む農業者が多い。一方で、実際に取り組んでみると、効果を実感しているという声もある。 ・ 国は令和4年3月に国際水準GAPガイドラインを策定し、令和12年までにほぼすべての産地で国際水準GAPが実施されるよう、産地単位での導入を推進することとしている。 ・ GAP認証農産物を取り扱う意向を有し、農林水産省に「GAPパートナー」として登録された事業者は72事業者（令和6年10月現在）と徐々に増加する一方で、茶を除いて多くの農産物では認証取得が取引の必須条件とはなっておらず、国内の認証数は伸び悩んでいる（R6年3月末 民間認証取得実績対数7,738）。 ・ GAP認知度について、令和4年度県政サポートアンケートにおいて、「GAPを知っていた」「聞いたことがある」と回答した消費者は、20%だった（令和6年度イベントにおける 			

④投入 (インプット=予算)	⑤事業活動 (アクティビティ)	⑥事業実績 (アウトプット)	⑦事業実績から得られる成果 (主語「県民等」) (アウトカム)		
予算額 9,746 千円	(1)段階に応じた新たなS-GAP制度の周知と運営 (2)国際水準GAPへの対応 民間GAP認証取得の足掛かりとなる指導、研修会の開催 (3)販路拡大に向けた働きかけ	(1)スタート宣言にむけたチェックシートの実施、農業者向けのステップアップ現地研修会の開催、評価員22名、指導員20名の新規養成 (2)専門家派遣 8地域×1人×2回、研修会の開催 (3)県内流通事業者及び消費者へのGAP認知度向上のためのPR活動の実施（年間）	直接成果 (1)ほぼ全ての推進対象農業者（約3,000戸）が新制度を認識し、段階に応じた支援を受けられる。 (2)希望する農家が国際水準GAPに対応した指導が受けられる。 (3)実需者・消費者がGAP取組を認知する機会を得る。	中間成果 (1)GAPの取組のすそ野が拡がり、生産コスト低減や農作業安全策等の効果が実現されている。 S-GAP実践農場 累計1,600農場（R7年度末） (2)国際水準GAPを実践し、認証取得につなげるなど取引先の要望に答えられる体制となっている。 (3)消費者のGAP認知度が向上している。 GAP認知度 25%（R7年度）	最終成果 (将来像) ・県内のほぼ全ての農業者がGAPに取り組んでおり、安全で効率的な農業経営が実現されている。 ・県産農産物はGAP農場で生産されており、消費者が県内どこでも安全安心な農産物を入手できる。
一般財源 7,670 千円					

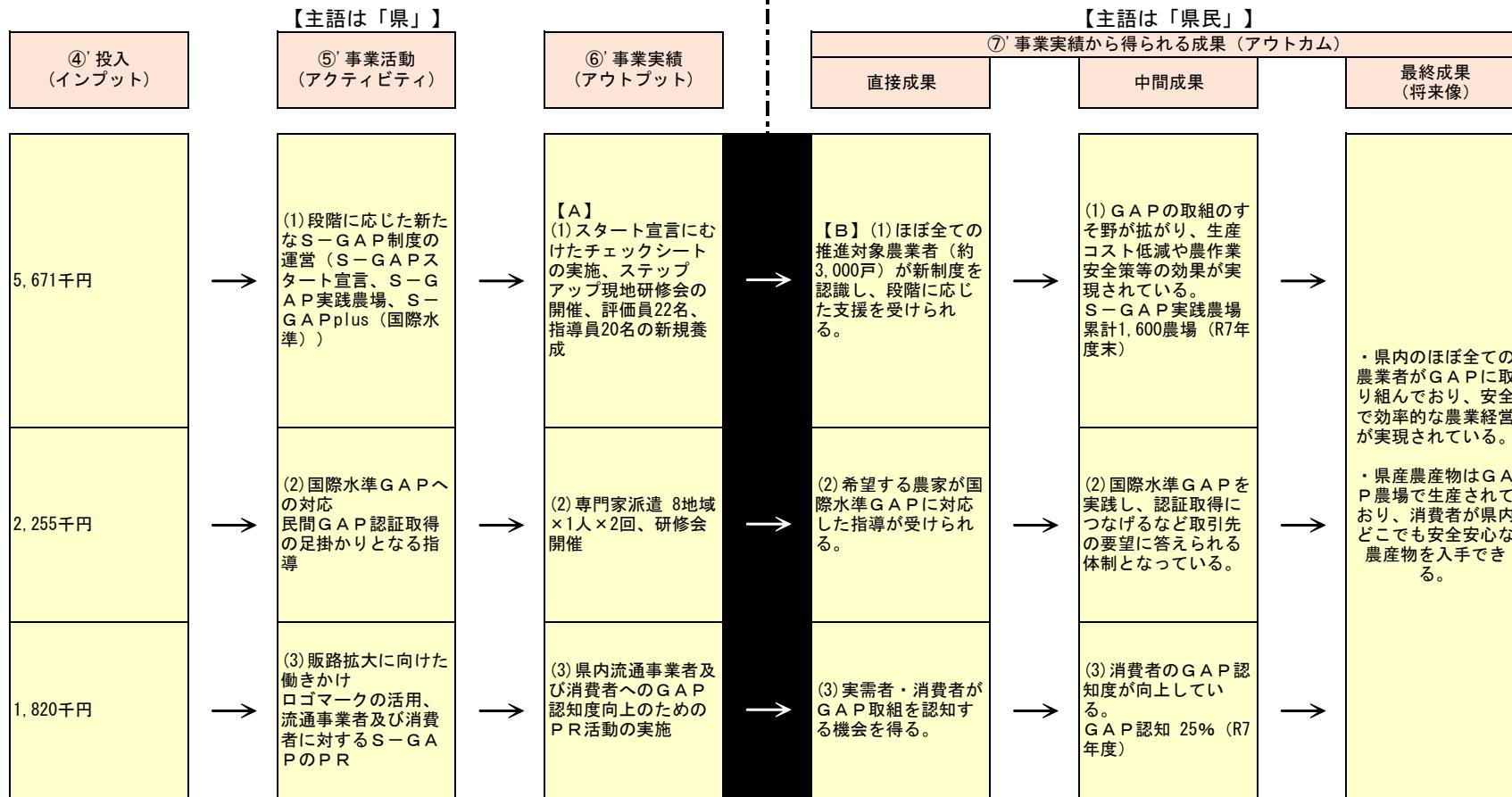
⑧事業実績（アウトプット）が成果（アウトカム）に結び付くことを示すロジック及び根拠					
(1) S-GAP実践農場ではない生産者のうち79%がGAPに取り組んでみたいと回答（R4.7月農産物安全課調査）。一方で、現行S-GAPの全項目（約62項目）に取り組むことに負担を感じる農家が多く、S-GAP実践農場を増加させるにはGAPに取り組むハードルを下げ、すそ野を拡大する必要がある。そのためのアウトプットとして、段階に応じた指導を行うS-GAP制度を運営する。入口として、重要かつ基本的な8項目のチェックシートを約3,000戸が実施し、自身の農場経営のリスクを発見し見直す機会を得る。うち5割（約1,500戸）がS-GAPスタート宣言をする想定。すそ野が拡大することで、地域内に一緒に取り組む仲間ができ、地域単位での取組につながる。また、地域で既に実践農場になっている生産者を講師としたステップアップ現地研修会（8地域×1回）を開催することにより、身近な農家に相談できる環境を構築し農家のモチベーションを向上させることでS-GAP実践農場が増加する。					
(2) 国際水準GAPに取り組む農家に対し民間GAP認証取得の足掛かりとなる支援をする必要がある。そのためアウトプットとして、専門家派遣（8地域×1人×2回）、研修会の開催を行う。					
(3) GAPの取組を拡大させるためには、消費者・実需者にGAPの取組意義を理解・評価してもらうことが必要。そのためのアウトプットとして、県内流通事業者（小売店、市場関係者等）、消費者を対象に認知度向上のためのPR活動を実施する。					

⑨指標	R 7	R 8	R 9	R 10	⑩関連する5か年計画の主な取組等	
S-GAPスタート宣言数（件/年間）	500件	—	—	—	No. 分野別施策名	53 強みを生かした収益力ある農業の確立
S-GAP実践農場数(累計)	1,600農場	—	—	—	主な取組	農薬や化学肥料の低減など環境に配慮した栽培による高付加価値化
GAP認知度（%）	25%					

事業手法に係る自己検証			
検証項目		評価	評価に関する説明
県費投入の必要性		○	S-GAPの取組が普及拡大することにより、県民が、安全安心で環境に配慮して生産された農産物を入手できる。このことは、SDGsの実現への貢献につながる。
		○	地域等の偏りがなく県内の産地に取組を普及させるため、市町村単位ではなく県で取り組むべき事業である。民間の認証制度も存在するが、費用が高額であることなどからハードルが高いものとなっている。取組のすそ野を広げるためには、県の事業で実施する必要がある。
		○	食の安全安心確保、SDGsの実現に貢献する事業である。
事業の効率性		—	一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式による契約のうち、一者応札となったものではないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。
		○	農業者がS-GAPに取り組む経費（農薬保管庫の購入費等）は自己負担であり、受益者負担は適切に設定されている。
		○	普及啓発、取組指導、PR等、S-GAPの普及拡大に必要な取組内容に限定している。
		○	不用額の発生は、会議や研修会のオンライン開催により旅費や印刷製本費を節減できたことによる。
		○	S-GAPはGAPに対応するため地域の実情に合わせた埼玉県独自施策であり、既存事業との重複はない。市町村で同様な事業を実施していないことを確認しており、二重行政はない。
		○	研修会の一部をオンライン開催することで、旅費や会場使用料、需用費の節減につながっている。
事業の有効性		△	ハードルの高い目標ではあるが、見合った成果となるように活動を継続する。
		○	農場評価制度の運営等に当たり、他県では外部委託を行っているケースもあるが、埼玉県では全て県職員が運営に携わっているため、コストを抑えることが可能となっている。
		○	普及啓発と取組指導、国際水準GAPへの対応、PRの各取組について、見込みに見合った活動を行っている。
		○	作成した指導資料（ガイドブック、リーフレット等）は各農林振興センターを通じて生産者へ提供されるほか、個別説明や研修会の資料として広く活用されている。
			総合評価 A

関連する事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右欄に記載）			
関連事業	部局・課名	事業名	役割分担の内容

E B P M 調書 ロジックモデル（フローチャート）



5か年計画との関連の整理

◆主な取組と事業との関係

関連する5か年計画の主な取組
農薬の適正使用や農業生産工程管理 (GAP) などによる県産農産物の安全性確保

↑関連箇所に【A】と記載 ロジックモデルとの関係 (事業と主な取組の関係)

GAPの取組により、適正な生産工程管理が実施され、県産農産物の安全に関する信頼性が向上する。

◆施策指標と事業との関係

関連する5か年計画の施策指標	
食品関連事業所における製品等の自主検査実施率	
現状値	10.3% (R2年度末)
目標値	100% (R8年度末)

↑関連箇所に【B】と記載 ロジックモデル内の数値目標

ロジックモデル内の数値目標
S-GAPスタート宣言数、S-GAP実践農場plus農場数

モデル内の数値目標が5か年計画の施策指標もしくは施策に与える影響
S-GAPの取組の拡大により、適正な生産工程管理が実施され、県産農産物の安全に関する信頼性が向上する。

施策全体のロジックモデルフローチャート

事業番号 (R7予算調書)	事業名	事業の目的	投入	事業活動(主語「県」) (アクティビティ)	事業実績(主語「県」) (アウトプット)	事業実績から得られる成果(主語「県民等」) (アウトカム)		
						直接成果	中間成果	最終成果(将来像)
P31	S-GAP取組拡大事業	新たなS-GAP制度の運営や国際水準GAPに応じた指導により、GAPの取組を拡大させることで安全で効率的な農業経営を実現するとともに、県民に安全安心な県産農産物を供給する。	5,671千円	(1)段階に応じた新たなS-GAP制度の運営(S-GAPスタート宣言、S-GAP実践農場、S-GAPplus(国際水準))	(1)スタート宣言にむけたチェックシートの実施、ステップアップ現地研修会の開催、評議員22名、指導員20名の新規養成	(1)ほぼ全ての推進対象農業者(約3,000戸)が新制度を認識し、段階に応じた支援を受けられる。	(1)GAPの取組のすそ野が拡がり、生産コスト低減や農作業安全策等の効果が実現されている。 S-GAP実践農場 累計1,600農場(R7年度末)	・県内のほぼ全ての農業者がGAPに取り組んでおり、安全で効率的な農業経営が実現されている。 ・県産農産物はGAP農場で生産されており、消費者が県内どこでも安全安心な農産物を入手できる。
			2,255千円	(2)国際水準GAPへの対応 民間GAP認証取得の足掛けかりとなる指導	(2)専門家派遣 8地域×1人×2回、研修会開催	(2)希望する農家が国際水準GAPに応じた指導を受けられる。	(2)国際水準GAPを実践し、認証取得につなげるなど取引先の要望に答えられる体制となっている。	
			1,820千円	(3)販路拡大に向けた働きかけ ロゴマークの活用、流通事業者及び消費者に対するS-GAPのPR	(3)県内流通事業者及び消費者へのGAP認知度向上のためのPR活動の実施	(3)実需者・消費者がGAP取組を認知する機会を得る。	(3)消費者のGAP認知度が向上している。 GAP認知 25%(R7年度)	

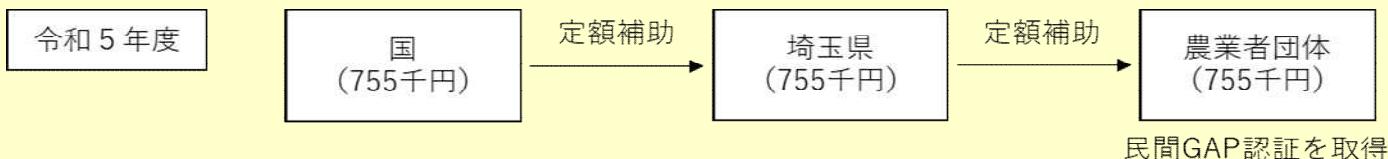
※ 必要に応じて適宜、行を追加してください。

EBPM調書(有識者会議様式)

(単位:千円)

予算執行状況		当初予算額		補正予算額		最終現計予算額		執行額 (決算額)	執行率
		事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)		
令和7年度	新たなS-GAP制度による取組の拡大	5,671	5,242			5,671	5,242		0.0%
	国際水準GAPへの対応	2,255	608			2,255	608		0.0%
	販路拡大に向けた働きかけ	1,820	1,820			1,820	1,820		0.0%
令和6年度	新たなS-GAP制度による取組の拡大	6,721	6,232	-2,426	-2,320	4,295	3,912	3,369	78.4%
	国際水準GAPへの対応	3,976	608	-2,795	-517	1,181	91	1,109	93.9%
	販路拡大に向けた働きかけ	2,596	2,596	-688	-688	1,908	1,908	1,151	60.3%
令和5年度	新たなS-GAP制度による取組の拡大	7,401	6,702	-2,932	-2,487	4,469	4,215	3,290	73.6%
	国際水準GAPへの対応	3,739	1,250	-1,091	-758	2,648	492	1,628	61.5%
	販路拡大に向けた働きかけ	4,594	4,594	-3,062	-3,062	1,532	1,532	620	40.5%
令和4年度						0	0		
						0	0		
						0	0		
令和3年度						0	0		
						0	0		
						0	0		

資金の流れ(資金が県からどのような経由で流れ、受取先が何を行っているか。)※スキーム図と具体的な交付先(R3からR7まで)を明記



※令和6、7年度は要望がなく実績なし